

協議会の役割…いじめ防止等に向けた総合的な施策を、県民挙げて推進するための役割を担う

- (1) 各機関・団体の取組等の情報共有と連携した施策の実施
- (2) 各機関・団体の取組状況の把握、評価、見直し（PDCAの場合）
- (3) いじめ防止等に向けた施策の実施状況等の取りまとめと公表
- (4) 関連する県の主要施策との連携調整
- (5) その他、いじめ防止対策の総合的な推進のために必要な事項

第1回連絡協議会（6月）

- 令和2年度の各機関・団体の取組及び連携強化についての協議
- 高知県いじめ防止基本方針の内容についての協議
- 幹事会から提案された事項についての協議

・各担当部局より、基本方針に基づく主要事業の進捗状況及び課題について報告

第2回連絡協議会（1月）

- 令和2年度の各機関・団体の取組の評価・検証
- 高知県いじめ防止基本方針の内容についての協議
- 幹事会から提案された事項についての協議
- 次年度の方向性についての検討

・担当部局より、主要事業について第1回の協議会の意見を踏まえた取組の成果や課題等について報告

令和2年度の取組の推進

第1回幹事会（6月）

- 関係部局の取組状況と作成資料の確認

- ・各担当部局より、関連する事業について資料提出
- ・本会議で協議する内容について検討

第2回幹事会（10月）

- 第1回協議内容をもとに、関係部局の取組状況と作成資料の確認

- ・各担当部局より、事業の進捗状況について報告
- ・本会議で協議する内容について検討

第3回幹事会（2月）

- 第2回協議内容をもとに、関係部局の取組状況と作成資料の確認

- ・各部局より、事業の評価・見直しについて報告
- ・次年度、本会議で協議する内容について検討

連絡協議会

幹事会

令和3年度の取組につなげる